

公卿不換此江山、古詩三羨見無心漁釣顏、微命幸逢清定日、遊蹤當伴水雲闊、

右

乞斧正

實稼生具稿

○添川廉齋の詩、日下部より參り候間、此に記し置ぬ、

無題

添川寛平號有所不爲齋

紛々議論似雲嵐、防海誰能到底譖、至竟廟堂無長策、徒令蓬蓽縱遊談、壯心猶在將投筆、白髮其如漸上葵、醉擊咤壺歌伏櫪、滿胸磊砢自難堪、

伏枕津城歲已周、一蓬訪友向濃州、暮潮港口曾分手、夜雨村墟重聚頭、百死餘生憐吾在、幾行殘淚對君流、燈前話舊情何限、况復□□蟋蟀秋、

開釀尋兵失我彊、六爻示戒孔彰々、保家畢竟資三策、誤國真成有二狂、誰盜寧能刺裴相、岐人更欲脅昭皇、可堪良若相元老、忍愛殘年歎覆亡、

同便日下部◎伊より次郎吉迄の書通控、

菊月十二日の貴墨、念五翠也より相達、難有拜見仕候、時下冷氣相催、且連日之陰雨、鬱陶敷御座候得共、益御壯康被遊御座奉恭賀候、僕事も無異相凌居候

一忠街諸先生、御壯健に御凌被遊候哉、毎度御察申上候のみ、甚苦心仕候、一若阿卿より一封、慥に御取扱被下候由、外に壹封も、造氏より瑣形の内へ御渡し相成候様、御取扱被下候由、奉禱居候、

一春中の書物料、先達而御届被下置候由、別而難有奉存候、曾て入貴覽候人々へ、相賦り候處、何れも何よリ欽尚被致候事に御座候、將又何なりとも、無懸念可申上の旨、御眞意被仰下、積年不相變御厚義の御事とも、感佩の至に奉存候、左被仰候所へ、直に申上候は、

同便水哲◎水野哲太郎より來書の控、

赴候哉の由、松前内々大混雜有之、以前山田三郎と申新抱の者、盛に被用候處、當夏俄に暇に相成、隨而黜陟多く有之候へき、

甚如何敷候へ共、晏忠侯添川廉齊、一に有所不爲齋と號す右の書差出に而、如何可有御座候哉、孝君へ御相談被下置候は、幸甚に存候、此段無伏臘申上候、何分乍憚宜敷奉願候、

一異舶の事無事、然し仰の通、以來は彌可慮義と奉存候、

一張訴有之候由、必竟寒人の反間策奉存候、最早目立候所は、打おふせ候積りに而、隱者に迫り候策と相見え申候、内外有志、油斷無之様、專一の時節と奉存候、

一巨樞碩淵の盡力、誠に感激の至奉存候、外人すら如斯、况内輪にて黨派相分候様に而は、何にも恥ケ敷次第、乍恐折角々々御彌縫宜敷奉願候、

一青閣忠良轉の後、上田侯忠優へ御奉書の由、是は至極評判宜敷御座候、餘は後信可申上、先は尊報迄、草略如此御座候、恐惶頓首、

九月晦日

再啓、時候御自愛被爲成候様奉存候、此地相應の御用向、何時にも可被仰聞候、以上、

書添、牛事七月頃より遠出仕候而來歸不申、松前へ

も應申候、其しらけの所は、所長に無之候得は、其所に至り候而是、稍御斟酌可有之、左様なれば、其功名を保ち、失策の憂無之、兩全に御座候、此度失策御座候而も、又々入用の人物に御座候間、陰然御愛し可被下候、表向は三さま◎三保山へも、何か形に無之候而是相成間敷候、委細御申越の意味、三溪君宗益伊東長三郎へも申通候所、宣越くれ候様との儀に御座候、甘さま◎尼子長三郎へも申通候、御遣し御案文至極宜、少々加減仕、今夜三溪君に而、若印へ御出被下候事に御座候、未相分不申候、堅子急に用事の由に而、飛行の旨申來候間、諸同盟様

わ、御銘々申上候様、相成兼申候、誠に大亂書に而、御

報までに申上候、何れ此後委細申上候様可仕候、平波

此節他行留守にて、御申越之本所へ御遣し之書取寄

不申候、尤呈の方は、昨日杉兄相頼申入候所、義印よ

り指遣候所、指出兼候由にて、返し申候趣に付、則取

戻し申候間、指上候、義印よりは出來兼申候、

筑波山道ある方を尋てそ

峰にさやけき月を社みめ

可然月見る道も可有之、いつれ甘さま拜眉の上と奉

存候、何にいたしても、甘さま御出は、少々もはやき

戻し申候間、指上候、義印よりは出來兼申候、

筑波山道ある方を尋てそ

より宜申上候様にとの事に御座候、餘りおそくなり候ては、如何に御座候間、成丈け御急き被成候様奉存候、泰和先生よりも、旁被仰聞候、扱此度云々の儀に付、大男頭注、大謙身の丈け六尺餘、依而當時呼て大男又は鯨太といふ、飛行至悦の至奉存候、大男口述可仕候間、相記不申候、此間中も大男永逗留、病中無據候得共、四保要人大久一郎甚心配仕候、御用相濟候は、御返し被遊候方、可然奉存候、是は申上候迄も無之候へ共、何事も拜顔ならては、盡しかね申候、四の申聞は、定て先日小杉様高橋へ指上候書か、本に相成候と奉存候、紛書却而上策と相成申候、豈天に非や々々々々、至幸々々、三寶さへ治候へは、淡靜無事、天命を樂候事に御座候、鮭松竹御指圖通り、無滯配當仕候、平波留守故、二家は平波名にて、不肖書添遣申候、至極鮭はよく候へ共、松はかび申候て、大に體そんし申候、はらゝ子は絶品と申候は、又々笑に相なり可申候へ共、絶品に御座候、

右の外色々申上度候得共、數通相認、目つかれ、猶又明日相分申候、夫に付一日もはやく、御出に相成候様と、泰和先生も宣敷被申聞候、此節御返事等可指上候所、とても近日御出に相成候事故、不指上候間、不肖

身はいかになるみの濱のはま千鳥

夜半に聞軒端の雨の草の戸は

草の戸ほその、

風ふきかへす時もあらしや

尙々此節御究迫の御中、壹本云々、誠に御心配奉察候、左候而も、此地至究杉氏杯始、日々北望窮歎仕尤新論之儀、當時皆賣拂後、すり立不申候ては無之由、出來次第、調可指上候、且御尊諭拜見、難有奉存候、いづれ追々御答申上候様可仕候、

直答云々の御返し、

村雲のおほふもしはし級戸部の

身はいかに、

夜すから君をねにのみそ鳴

草の戸ほその、

いかにと計ぬるゝ袖かな

此程色々と考候へは、□○の御事、通路もなく、いかにと存上まいらせて、君を思ふたゝひとすぢの思ひより

ちゝに心をくたき社すれ
こがらしのふきいたしけり月のかげ

十月六日燈下

申上候、御一笑可被下候。

藤村さま尼子隱名

同便島田より鮎澤(太夫)迄の文通控、

尙々縷々の御細書御懇切、乍例奉銘感候、且御幽鬱中の芳吟御示被下、難有拜誦仕候、御幽栖の御鬱腸、御察申上候、周文姜里に易を述、殷湯夏臺の厄など、上聖の所置、不肖抔嘴吻に載兼候事に御座候へ共、憂愁の中又天真養不申候而は、性命限り有之事にて、大に真元を耗損仕候間、必申上候迄には無之候へ共、隨分御寛想御養ひ被成候工風、又御專用の事奉存候、不肖幽栖中云々、死別呑聲の哀なと、一ならず有之、難苦不肖に超候ものも、餘り類も無之、性命殆ど難保に至り申候、只今にて其時の辛酸思ひ出候得は、胸懷爲之決裂、衣襟爲之しほり申候、是を忘候爲、色々の手遊拵申候、其内に日間憂候は、五尺計の半弓を拵、隣

家の小兒を集め、勝劣を競候か、一番樂しく奉存候、御尊兄様御始、御高詠等相伺候而も、字々憂塊、句々涕涙に奉伺候、時世御尤の儀に御座候へ共、自然憂を消忘仕候所も無之候而は、又哀て不傷の誼も御座候間、必々御寛胸の御仕法、御考被遊候様と奉存候、御芳吟に相應候儀に無御座候へ共、鄙吟蜂腰相つゝり

申上候、家の籠やのとぼその月も住なれての御歌、拜しまいさせて、我も三とせあまり四とせばかり、柴の戸の、あけてもくれても、物うかりけること、おもひいたし候へは、左こそおもひやり參らせ、御返しとにもあらねと、

思ひやる四とせは我も柴の戸の
さしもくるしきおもひなりしを

なげかしき世にもありなん嬉しさやの御うた、いかにもさこそと、おしはかり參らせさぶらへと、この御いつくしみの御こゝろは、天のことくをほはぬところもなく、地のことく戴せざるものもあらしと、いとかしこく、さらはいつれの物か、この御心にもれまいらすへきと、袖しばり侍

りて、
君のみがおなし流にすむ月の

影はかはらぬ光りなり鳧

君こふる思ひにかへはつらき世の

うきをしのふも數ならぬかは

此程寄川戀と申風流の歌出來申候間、御慰に申

上候、

涙川みかさまされとよもすから

戀にせかるゝ我身なりけり

○松浪隱君子云々の儀、兼而御話も御座候間、相辯罷在候所、不肖剪劣、知己の辱をなし可申と、常に心胸に蟠り、甚恥入候儀に御座候、且又鄙聲蜂腰呈候方云云、是迄拜謁仕候儀も無之、其上蛙鳴駄音、君子の前に陳し候事恥入申候、然し云々に御座候間、尊君様迄相呈候間、其意味はかり、御推察可被下候、

十月十一日夜四更野村(舞)助并兒島恭介(謙介)大野一

同南發、其節平澤(石川)謙介(大野)持參逐一薰誦、御不人(要)へ返翰の控、

本月四日の貴簡、同八日關(大野)持參逐一薰誦、御不快今以御透と不被成、一月餘御浴湯も御延引被成候

被思召候得共、元來老公御爲は、精々御世話有之、既に去春も御開明御對顏の儀、内々御願被成候段は、相違も無之候へ共、副候にも此處御ふまへ、たとひ此度如何様の事、奥廻りにて出候とも、他よりかもし來候策と、御見破に仕度ものに御座候、右以前、婦小路殿御使にて、小路殿を召し、中納言殿云々、御對顏の儀御願被遊候得は、小路殿被申候は、姫君様には、御義理合も被爲在候御事、萬々御尤の思召には被爲在候得共、未た御年限と申にも至り不申候まい、來春までは、御控被遊候而可然旨申上候へは、御守殿はつと思召、御疊へ御顔を御つけ、御泣被遊候付、小路殿も手持無之引取申候、其節は兩三日御氣篤にて、召上りものも、御進み不被遊候程に入らせられ候段は、得と御洞察可被成候。

一貴書の趣にては、如何にも愉快至極の御文面に候處、能々拜見候得は、其廉は連枝離と除奸の二事に有之、夫も季秋初冬云々と違ひ、只今にては取留無之様にて、いはゆるあぶもはちもとらぬ事には、成行可申哉と苦心仕候、定而兩兄御談合中には、是と申御見留御座候上、御愉快のわげと相察候得共、以心傳心の所は、相分り兼、不堪苦心候間、貴意には背候へ共、此度又々一客微行爲仕候、實は又七郎南上と、支度迄仕

候所、御指留も御座候付、先此度は相控候事のへ、相成候は、右以心傳心の御ケ條も、極密御示諭可被下候、度々得貴意候通り、此方見込は、連離并大廉云々の儀、璇と被仰出、其上に除奸迄出來候得は無此上、夫も御六ヶ敷候は、連離除奸等に不拘、御對顏等にて、一日も早く晴天仕度、晴天にさへ相成候得は、陰氣は自ら消し候勢に御座候、然處晴天は御延引にて、連離のみ發し、夫も萬々一、姑息なる被仰出方にて、此上共心をは付候様拵申す御事にては、奸人依然として權を握り、又々もり返し候術を旋し可申、扱又連は其ま、被指置、除奸のみ御世話被爲在候而は、彼是申立、盛意を奉し申間敷、たとひ奉し候とも、一兩人の奸、左轉仕候迄にて、正人舉り候所迄は、中々安心不仕、尤是等の所、逐一洞察の上、御所置被爲在候事とは奉存候へ共、兎角過憂のみ仕候、度々得貴意候通、六朔の御内諭、近來の愉快に御座候所、右に御處置、所祈に御座候、其外打寄申合候ケ條、千緒萬端に候得共、辺も難盡筆紙、先々閣筆候、以上、

十月十一日

平澤又七郎

川上弘衛門

巨凹要様

猶々又七郎申上候、二男儀拙文云々、

副啓、

一是迄は老寡君公烈副候へ御往復被申候而も、全く天下の大事のみにて、一家の私事に不被及候處、此度云云のわげに而、打割御往復も被申候事に相成候由、此方は御承知の通り、近來一切地天の通を絶候間、都而雲上の模様不相分候所、貴論にて始て承知仕候、是はいかさま愉快には御座候へ共、臣子の身にて考候へは、又一層の苦心なきにもあらす候、其次第、古今共如何なる明君良將にても、少しは一二輔弼之力をかり候儀、御承知の通りに候處、老寡君には、此節左右前後、一人の相談相手無之は、是亦御承知の通りに候へは、數遍御往復被申候内には、流石そだちがらの儀、或は存分過、或は意味よりは文言等、過激に被認候類も、有之間敷ものにて無之候得は、副候にて夫等の所をも、能々御推恕有之様致度、一體老寡君には、殊之外猛烈の様、世上にて評判仕候へ共、善に從ひ諫

を容候所に至候而は、實に古明君にも不恥儀、竊に感激仕居候事に御座候、此所迄も、他にては相分り不申候ゆへた、紙面筆頭の上に而のみ、御疑惑無之様仕度、くれぐれも六出子へ御詰、珊瑚にも能々通し置候様至願云々、

一去月下旬、政府より諸役所へ相達し、老寡君是迄被下候親書類、不殘指出候様、申附候趣に御座候、一體諸役所向、何れも職掌有之事に而、其役所かきり、直書に而被申附、執政始へ祕し置候儀、威義兩公以來の舊格に御座候所、右等の處を差置、近來の親書類爲指出候儀、何様の文書被下候哉と疑ひ奉り、何ぞ一廉見付出し候爲の儀と相見え申候、人臣事君の情において、有間敷事、斯迄に至候段、扱々不堪切齒候、以上、

十月八日御目附石河幹忠へ賜ふ所御親書の大

意、青山より御

意、下けなり、
過日青山より申聞、慥に落手云々、扱又伊達城宗等より下金(○下曾根)を以申候に付、過日申越候處、其以前下金へ頼、石河へ届くれ候様、試に頼候處、彌届候哉否聞申度候、扱又過日青下(○青山)ぬけ、猪十式部(○松平)な

とぬけ候由、併青天の儀、今に外々よりも聞及不申候、扱又此節は、何も申聞候程の事無之候へ共、萬々一有之節、青山壹人に而は、通候儀安心なきに付、我等より兼而青山へ、申付置候様にとの儀、委細承知、今便申遣候、併青山も、此節の暴政に恐候故、度々となりては迷惑致、簡要の時受取申間敷故、是非申聞すして叶はぬ事有之時、頼候かよろしく候、扱又阿闍^(○阿部)等より尋候儀、何によらす作り事なく正直に申正弘^(○正弘)云々、下金へ頼候一封届候哉否を聞度、此段申聞候、過日申聞候と行違ひ頼候也、十月八日火中々々、石河へ、内藤^(○藤)一郎も八月より引居候由、實の不快にもなきかの由、過日は其地奥右二人ぬけ候由、定て天と申にも有へきか云々、中山^(○信)守の村かへ、并領分のとなへ、鈴木丹州^(○丹州)の役祿^(○祿)杯は、此家始りての儀、奸家属年後、私欲不正多端なれば、成程我等の睛を防ぐも尤也、○下金娘の儀、高板兩橋^(○高橋多一郎)の世話有之所、内奸頻りに防き、右の儀に付而は、高橋よりも申聞に、伊東宗益^(○宗益)杯も延候云々故、内奸の撰の計を先かへ候云々、郷中血誠の儀委細聞申候、感心なる事也、中山土地引替杯とは相違の事なり云々、

○十五日夜野村葬之介宅、江南微行中^(○在)へ盜賊忍入、尤何品も紛失無之候處、甚奇快の至りなり、先づ祖先の神位指置申候袋棚を明け改候様子、次に書物箱の蓋を取、猶又書物箱の、引出しをもあけ候様子に而、書附類散亂致し居候由、同夜武藤善吉宅へも入候處、是にも紛失無之由、其後廿五日夜に、又々武藤の宅に忍入候由、野村にての始末杯、一と通りの賊とはおもはれず、安達の覆轍かと恐懼々々、置己酉の春谷雲の口氣に而、少し思ひ當る事あり、

十月十五日未明尼子^(○尼子)長三郎^(○長三郎)南上本所^(○定院)へ指出

候口上の覺、

一六月朔日御内諭御座候以來、小石川役人共、何れも必至に相成、何卒開明の邪魔致度心底に而、此節又々御守殿^(○齊修簾)へ彼是申上、中納言殿^(○烈)にて政事向世話被致候は、又騒々敷相成可申、矢張此ま、に致置候方可然云々、奥廻りにて、上様御聽にも入候半歟の風説御座候、一體御守殿には、中納言殿御事をは、殊の外御苦勞に思召、既に一昨冬も、兩御丸御對顏の儀、御内々御願に相成候趣、猶又去春姊小路殿御使に被參候節、御願の儀仰聞られ候處、小路殿に而、それ

坂幽玄死亡に付悔狀之控、黃花を遣す、

はいまた御早く候まゝ、來春に遊はし候様、申上られ候へは、はつと思召、御涙ぐみ遊はし、小路殿も手持なく退出に相成り、其節は御食も御す、み不被遊候程に而、御附の女中横尾と申者、何故御心配遊はし候やと伺候得は、云々の事、御話し遊はし候付、横尾も、御母子様御情合の處察し奉り、感涙を流し、人に話候趣、承り候事に御座候、其後御濱御殿にて御對顏の節も、御願遊はし候段は、相違も無御事に御座候、かく迄御母子様の御中、御深切に被爲在候條、恐ながら御母子様御情合の處察し奉り、感涙を流し、人に話候趣、承り候事に御座候、其後御濱御殿にて御對顏の節も、御願遊はし候段は、又尤と御聞うけ遊はし、右様の御場合にも至らせ候やと奉存候、深き御母子様の御中をも、右様御へだて申あけ、中納言殿御首尾思召は、中納言殿の事大切に思召、御願も遊はし候程の御事、御眞情に而、此度の御次第は、全く役人共の取繕に而、付々の女中共を語らひ、仕出し候事に御座候間、此段御承知遊はし、萬一上様御耳に入候とも、宜御取成被下置候様願候事本文の儀、主水正様^(○竹本正憲)へも宜敷被仰聞下され候様奉願候、

草々以上、

十月十日

坂 様

孝 境 拜上

尙々御家内様へも、別段御悔不申上候まゝ、宜御致
聲被成下候様、乍恐奉願上候、過日は慎中爲御見
舞、何寄の御品々御投惠、老親賤兒共、御賞翫申上
候、吳々も御禮申上候事に御座候、以上、

十月十一日野村○介藝微行事情書、

○十二日未明發足關興○要大野同道、流山通り十三日上
着、翌十四日朝大久保○人相尋候所、折節在宿、此程
忌中に而閑暇に御座候間、緩々御話可申候、先以御大
一條、御模様益よろしく、尤其後繁雜かたゞ、石和
○石川へも面會不仕候へ共、老公副侯御直に御往復に
相成、公被仰越候義、至極御寛容に而、候にも大に御
安心の由、乍恐至悅此事に御座候、左様に御座候や、
先日も石荻兩人○石河德五郎へ御書面、毎度如拜眉、委
細承知仕候、至極御愉快の趣、段落くらりと引替り、
除奸連離、何れか先後等の義、縷々御申越被下候に
付、一同評議仕候處、除奸は全く枝葉、達而相願候事
にも無之、且御吹掛け位に而は、中々參る間敷、既に
六朔御内諭をも、相延候程の義に而、姑息にふらり

得と石和へ申談、御挨拶可申云々、又々十六日早天罷
越候所、過日御歸り後、石和被參、早速御持參の御書
翰相示し、委細申談候所、石和申様、愉快の義は、老公
より寡君○阿部正弘へ、御家臣御黜陟の義被仰越候所、至
而御ゆるやかにて、寡君には、今一際嚴に被遊候而
も、よろしからふと存候位に而、老公の御腹中相分
り、寡君にも大に安堵之様子、私も是迄右之處心配仕
候處、一時に飄散いたし、實に以愉快至極、此上は
如何様の御議論被仰越候とも、聊御遠け申上候様の
義は、決而有之間敷、水越殿○水野忠邦とは違ひ可申候間、
此儀は必御心配無之様、水諸君へ御申上可被下候、乍
去越州殿、被呑込候事は、早速御果斷被成候得共、寡
君は物事慎密に相計り、果決は不得手に而、半月か一
月と遷延仕候様の儀は、御座候而も、事を變し候
儀は、有之間敷奉存候、猶御申越の儀、早速山衛にも
相通し、尙寡君へも謁を請ひ、其上の事情、御移可申
御移可申旨被申、罷歸候由、左様に御座候や、御周旋
毎度感泣仕候、扱季秋初冬打過候ては、茫々たる大
海へ乗出し候如く、甚心ほそく候處、石和先生御胸中

の儀被申越候事と相見候へ共、是非々々急速と申に
も有之間敷、是も矢張、晴天の御舍に被申越候半と奉
存候、扱又連離は、彼はもなくとの御話に而は、何れ
不遠事と奉存候處、第一御對顏の儀は、御六ヶ敷可有
之と、一推察いたし候、老寡君元來天下の御爲には、
嫌疑をも不憚、直言呈書等いたし、猶更大將軍の御氣
質を奉恐察候に、御不審は御曉に相成候ても、いまた
御對顏被爲在候程には、御ほとけに相成間敷やと、甚
心配仕候、もし右の勢にも有之、御對連離と、同日に
不被仰出候而はと申所に而、既に御治定に相成居候
連離までも、遅々仕候様に而は、甚以殘念に御座候
間、先後の所は何れにても宜、少しつゝも開明の手段
にす、み候様仕度、猶又連離にさへ相成候へは、御對
の儀當寡君○度篤より、達而相願候様にも出來可申奉存
候、可然御模様に寄、何れに而も出來易き方、先に被
仰出候様云々、再三反覆仕候處、要申様、御對は指て
御六ヶ敷儀にも有之間敷、六朔一條、御後見のみの儀
には決而無之、老公の儀も、深く御舍被遊候由に御座
候間、今更右等の御障は、毛頭無之事と奉存候、且連
離のみにては、御開明に無之段は、何れも承知の義、

に、いつ頃と御推考の所は如何と、しつこく承候處、先づ當年一抔と存居候様子に御座候、左様に御座候得は、何れ遷延の御模様かと、押返し／＼承候處、いや左様計にも有之間敷云々、問答の中、彼同僚より、早々御出席可被成旨申來る、又間もなく、侯御召の由に而、心事不盡罷歸候事に御座候、其外大久保の書中、有之事は略す、十九日深更歸宅の事、

〔頭注〕本文連離は、彼是もなくとの所に而は、最早御内決に相成候半、御對は六ヶ敷事と指見、乍去六朔に而隨分可參存候所、大に齟齬いたし、其以來姑息云々と被指込候間、此上はたとへ、一月と半月遷延仕候へとも、御對と連離と、一同に吹出し可申積に、醸しなし候事か、愚考々々、

十月十九日夜野村彝之介歸着、其節大久保人要

より石河○徳荻○吉への來書、

本月十一日の御細書、同十四日朝野村君關氏○大野御出に而相達、拜見仕候、逐々寒冷相増候處、御兩君様御始め、諸君益御康裕被成御座、奉遙察候、從而野生微恙厚御尋問被成下、難有仕合に奉存候、追々快氣仕候得共、未胸肺折々痛御座候而咳止兼、困り候得共、

盡、疾候へも述置候旨、慥に相示し、少も御氣遣無御座候趣に御座候、
一御連離と御除奸との二事云々、夫も只今にては、取留も無之様にて、所謂虻も不取蜂も不取と申氣味にも成行可申哉と、御掛念被成候へ共、野生六出子○石川和介と、さして愉快と申からは、以心傳心之妙處も有之、慥に突留も可有之、御配慮に付極密申上候様被仰越候、一々承知仕候、其儀如仰、只今御懷合限り候は、申上候様にも相成兼候得共、右御書通、一々御相談と申儀に罷成候からは、可申上様も無之、底ぬけに相成候は、大河を決し、浩然たるか如くに被爲成候儀、無限至悅と奉存候、乍併奸家百方手を被碎候事故、此後御障礙の所、御安心被成兼、旁以近來御模様、御承知被成度旨、御尤に奉存候、草々六出子訪候て、相探り可申上の所、生憎野生忌中に而外出六ヶ敷、前後甚指支多候、扱々當惑の餘り、甚勝手ヶ敷候へ共、忤へ申付置、宅迄參吳候様申遣候所、幸に在宅、早速に來話、相尋候處、同僚門田、齋藤二子、歸國或は病氣にて、當時壹人立廻り、過日山岡相尋候處、夜中まで義三郎殿引移用向相累り居り、面會不相叶、此節申候處

深き儀にも有之間敷、乍憚御降意奉願上候、一御一條の義、六朔以來追々の御模様、季秋初冬の頃迄には、御吉兆に可被爲成と、御屈指御待被爲成候所、季秋も空敷御過、忽初冬も稍過候半、御苦心萬々の趣被仰下、乍憚御同意奉恐入候、扱先日伺寄候段申上候處、餘程振替候趣に付、却而御苦勞に思召、御内々御評議、御案被成候御様子、委細御書中に蒙仰、尙又野村君御面晤奉伺、御尤の御儀奉存候、當時必至究計相迫り、御守殿○齊修簾へ取絶り、駒込様○烈御親政の儀を惶れ、種々御防被申上、護主殿○御守殿には固より御柔和被爲在、申さは老女付出し次第に、御委任被遊候様の儀、御高貴の御方様、御一般の御儀故、夫御仕向の策略に、御泥被成候て、彼是御開明遲々御延引の中には、奸家十分奇策も可有之、右術中に御陷被遊候は、積日の御丹精、無詮儀にも可相成と、御一統様御苦心の程、深く奉深察候、御守殿様には御厚き思召、駒込様御精々御盡被遊候由、逐一蒙仰候段、不堪敬服の儀奉存候、副候にも如何様の儀、奥廻り出候へ共、他より醸候儀、別而御見破被成度旨、是は一切御配無御座、深く談込候儀、尙更今般屹と相

相分り兼候へ共、追々御内御文通も相重り候半、必々御意味も通り、可然儀と奉存候旨申聞候、扱逐一御述の儀、高橋君御一條御障り不相成候半は、今程は疾に被仰出に可相成やの儀、段々相尋申候處、六朔の御段落御決着にて候上に、右迄の御譯合に被爲成候からは、決而御案無之、乍去此上の所、今以發機と申上候迄には、突留兼候得共、動無之段は御懸念無御座候趣、是非來月末までにも、御開明に相成候様、致度心配仕候、扱又御開明と、御除奸と、御連離とは、支離前題被出候節、

淫雨欲晴猶未晴、浮雲蔽日繞高城、誰人任責回天力、燮理陰陽資太平、

と申作差出候由、毎月二度つゝ詩題出、一藩課題にて出來候丈六出取集、差出候へは、一闋被致候而、折々賜等も有之様子、學中へ酒肴など賜候事、度々に御座

候、是又一時の即吟には候へ共、右迄の苦心罷在候儀、將又有志の役者へは、追々申聞置候様子、用人○○主税と申者杯も、貞實なる人物のよし、六朔の書、九日に申述出候事杯は、殊の外憤激申述候よしに御座候、生憎關半左衛門困り入候、少々は快方のよし、何分全快に仕度事に御座候、昨日は丸山より、義三郎殿龍の口へ引移り、副侯にも丸山へ御出、今日は白川屋敷へ義三郎殿御引移、萬事山岡掛り故大取込、此處を過候得は、得と同氏の方相探り、尙又侯へも相伺、追々申聞候筈に御座候間、委細は自是可申上候、御別紙縷々被仰下候御細翰の趣、一々如拜晤、御尤奉敬承候、右邊の處は少も御察無之、過激の御書通杯より、事こはれ候事杯は、決而無之儀に御座候旨、其邊の所は、委細被奉畏候而被成御座候由、至而御厚儀に而、御感服の趣と相伺申候、御連離御除奸は、第二の儀、能々呑込申候、

一七月下旬、御政府より諸役所へ御達し、駒込様の御親書類、指出候様にとの被仰出之由、驚嘆至極、絶言語候、早々申上候様可致旨、并小梅御邸中米會所の事、驚入候仕合に御座候、此間彼地へ牛門君太丹君御

馬行、夫より小梅御屋敷に御休息、兒島大介御饗應申候旨、内々承り申候、一々相移置候事に御座候、此度の所、屹と見留も付不申、甚不行届の御書通申上候段、殘念至極に奉存候へ共、前文の次第に御座候間、不惡御酌分可被下候、近々相分候は、早々申上候様に仕候、及候丈けは申談候間、此段御降意可被下候、不仰下候とも、日月遷延、不堪苦心奉存候、拵明日は上田侯○松平忠優早天に御着、御用番へ御届けに御出、御酒出候儀御先例、御登城御歸宅と申沙汰に御座候、即夕御奉書可被下風聞、關宿侯○久世も直に西丸へ御廻りと申事に候、左候へは村上侯○内藤大坂にも候や、寡君○土屋寅直杯も乍過當、本務に相進み可申哉、夫にても不足、今壹人新役御出來の儀と被存候、左候へは、彌增混雜可仕、扱々當惑の儀、しかし何様にも、御一事は擔當罷在候儀に御座候、此上共に可申述事は、少も無御遠慮可被仰下候、御内幕の儀、斯迄に御内御文通に被爲成候義、何寄の御儀と奉存候て、他日愉快に申上候儀、虻も不取蜂も不取の儀には、不罷成候間、必々御案過し被成間敷候、併吳々御遠察の儀、御心中如何計か御あせり、深く御案被成候段、奉恐察候得

共、天地鬼神も御座候儀のへ、御一貫の御場合可在近と奉祝候、仲街九人の御方々様御始、御安康奉祈候外無御座候、餘は期後音可申上候、燈下草亂、御仁恕奉祈候以上、

十月十六日夜

巨 四 享

平澤又七郎様○石河次郎

川上彌衛門様○荻吉次郎

猶以時氣、折角々々御厭可被成候、扱又鐵次郎様御大文一篇御贈被下、多幸此事に御座候、兼々敬服罷在候儀、別而感歎の仕合、厚難有奉存候、御情實紙上に洋溢、感涙の至りに奉存候、今便別紙御禮も可申上の處、夕陽退局、來客等御座候間、少し認物も有之、甚以勞倦罷在、不相替及深更候儀、先宜御禮謝奉願候、少し存寄の儀も御座候て、相願候儀、早速御承諾御廻し被下、奉大慶、次便萬々可申上候、

籬 菊
花の紐けふときそめて行秋を
庭にしめゆふさせの白菊

右は阿部侯詠吟、御和歌所塙次郎へ被贈けるとて、

十八日幕府除目
一 御本丸御老中へ西丸御老申より 三州西尾 松平和泉守○全乘
一 同斷大坂御城代より 信州上田 松平伊賀守○忠
一 西丸御老中へ寺社奉行より 野州關宿 久世大和守○廣
一 寺社奉行へ見習 常州土浦 土屋采女正○寅
一 同斷御奏者 大阪御城代へ寺社奉行より 丹州龜山 松平紀伊守○信
一 御奏者番へ大番頭より 越後村上 内藤紀伊守○信
一 城主格家督後の勤及數年候に付 森川紀伊守○信
嘉永紀元戊申初冬廿五日 高橋愛諸稿
〔頭注〕此御品は、筆架硯屏等、不殘金銀に而製し候物に而机は朱檀なり、
戸田先生○蓬より來書、
追日寒氣相募候處、彌御揃御清安奉賀候、韓子歸來、

雲立如何、少しも相分候は、致承知度、いた不下候は、茅豫^{○茅根伊豫之介}杯より聞被可申、御人なきに、わざわざ御申越には不及候、先夜東七郎參候節、少々善事に而も、甘子^{○尼子長三郎}下り候は、何れより歎傳へ可申と、誓約致置候處、其節東話に、彼是これ迄の事情も、貴公より御通達も有之そふなものと申居候、内話御座候故、貴公より御通しに相成候は、親も難有、氣受も可然儀と被察候、諸品の儀も、大かた辨し候振には相成居候所、委細の譯は、茅子へ面晤移し置可申と、別段不得貴意候、扱時雨の御詠、御返しもとふとふ不申候處、則左に記し、乍延引御一笑の爲懸御目申候、猶あるかたより題來り、讀道候分二三首、御つれくの御慰に認候ま、御一笑御判御頼み申候、扱詠歌も六ヶ敷ものと被存候、御書物返上、御落手可被下候、兎角一日千秋の思ひのみつもり、中冬も如何と、苦心いつもく絶不申、御同然と存候、草々不具、

神無月末の七日

時雨の御返し、

吹風はれんと計おとつれて

かりそめに結ふちきりをくりかへし

いと、思ひをしつのをたる
十月廿九日夜尼子^{○長三郎}歸着事情書、

十月十五日未明出發、奥谷にて食傷、漸々其夜麻生へ着、翌日も兎角不鹽梅の處、少々宜方故、七ツ時より出立、石能へ一宿、翌十七日市川へ宿し、十八日早天江南へ着す、
一亘回^{○大久保要人}の方土侯^{○寅直}寺社本務に相成候付、殊の外忙ヶ敷、漸廿二日夜一寸面會の處、極繁多、夜に入候て、食事の所に而咄合、猶又只今より林家等二軒程、無據參候儀有之、又韓人接伴の儀被仰付、旁不得寸暇様子に付、委曲は先達而野村^{○舞之介}より申上候處如何と問詰候處、最早決而御苦勞は無之、當年中には間違無之云々、申候に付、御對顏の儀は六ヶ敷可有やと申候所、連離の時は、是亦御出來に可相成と、殊の外愉快の様子、早速石和^{○石川和介}へも文通致吳候處、是又彼是繁多故、何れ近日分り次第、可申越との事、猶又伊賀殿^{○忠優}松平^{○松平}等へも、それく手蔓も御座候間、是も一と盡し可仕候、御側の方も探り候處、本郷氏^{○固}泰^{○泰}にも決而害は無之、併久保田等は渡りさんびん故、一向

憂に不足、矢謙^{○矢崎謙介}は最初より用人にて、是は堅固に

御座候、是も一手御座候間、追々探索可致との事、兎

に角來月十日迄には調置、兒島^{○大野謙介}を以申越候筈、

立出るひ潟の磯に鹽みちて

汀に渡る浦千とりかな

浦千鳥

庭殘菊

霜水る庭に残りし秋の色の

山初雪

菊こそ花の教とはみめ

峰にのみしあしきふりのためならん

山たちくらし歸る夕は

櫛夫夕歸

忍戀

人しれす袖やくちなん夜な／＼に

つゝむ涙のかわく間もなし

寄糸戀

打はへてくるしき身なり片糸の

又

あはぬ思ひに絶えんとすらん

に角來月十日迄には調置、兒島^{○大野謙介}を以申越候筈、一本所^{○定院}へは十八日着之鼻に而、半合羽のま、仕懸け、色々相陳へ、扱御守殿^{○齊修廉}中峯壽院^{○中峯}云々、如何にも苦心に相成候間、罷出候云々申聞候へは、それは決而苦身有之間敷、且又御守殿様より、左様の儀御直書と申は無之、老女より老女への御取引に相成候へは、如何様の御文言にて出候共、品に寄ては御突かへし申候儀、公邊奧老女の持前に候へは、小路殿^{○姉}如在は有之間敷間、御心配無之様云々也、其後追々の御模様如何と相尋候へは、此間も竹^{○竹本}正懲^{○正懲}の用人山崎忠藏へも談候處、御達の儀、大抵御年限等、最初御見込も可有之、五年に相成候間、當年御離れば、多分御治定の様子、尤御登營の所は、何共難申上との事故、猶又竹本殿御直話の所、御伺被下候様仕度と申候へは、やすき事とて、其後被罷越承られ候所、山忠口氣と違無御座候間、御安心可被成、不遠御吉可有之云々、故持參の一ト品相渡し、猶宜と申、經定にも是非一廉承り、御安心被成候様仕度、久々登城も不仕候間、廿五六日

の頃登城仕、其節御模様伺ひ御唱申、御安心被成候やうに仕度云々と張込れ候内、經定の從子死去に而相延ひ、廿九日方の日積り故不待して歸る、一三保殿保山○三一件も、十八日伊東益○宗へ參候處、追々催促有之、尼子三郎出候は、何程位持參に可相成との事故、此方見込の半分位ならては、出來間敷と申候得は、一本かとの事故、それ所には無、拙者見込は一本の所、其半ならては出來間敷と申置候云々申聞也、十九日參候て言譯等致し、五十指出候處、不崩の色に候へ共、彼是申述候へは、いつれ伊東へ逢候而、相談致候迄、預り置との事に而歸る、其翌日伊東參り候得は、是にては不足故、一本も勧くれ候様、其許より御相談被下候様との申聞に候へ共、伊もそれは餘り御無理に相當り申候、先方に而も、内實の所打明けての事御見棄申候譯にはさら／＼無之、御開明に相成候迄の御申譯に候得は、御承知に致度候と申候へは、御開明はいつ頃に相成、且如何の御處置を申候やとの申聞故、連離御對顔等無之ては、御開明とは申兼候、尤是には年限もかゝり可申と申候へは、其中暮し方の

所、是非御相談に致度、月々五圓つゝも送り候様には、相成間敷やと被申候に付、その儀は一相談可申とて罷歸り、相談の上、尼子又々廿一日夜参り、御開明の節は、四本も指上可申、其前は一年三十位は、御見つぎ可申と申せば、先も納得にて、稍片付き候也、扱又二十五日加治鐵之丞にも、三保殿宅に而面會の所、彼是申、足のぬけさる様仕懸られ候へ共、是は一圓に断申候處、此者中山守○信 太田丹波守○内藤内藤一郎等へは度々参り、何か心願有之よしに而、小石川へ入組候よし也、其節咄に、今日も丹州殿へ罷出、内藤氏へも御目に懸り申候、何歟私ざる口御氣に入り、色々御懇の事共忝存候、御序も御座候は、尊公よりも宣杯申聞候、猶又何卒中納言様御登營にも相成候様仕度と、本田殿太田ナランへ申候へは、我々も祈る所に御座候、併國許に天狗と唱へ、右の儀を専らに存詰、志は感心左様可有之筈に候へ共、又世の模様も有之、思ふやうに計は成兼候所、若者共元氣まかせに、突留り等も出来、甚當惑、公邊より御手の入居候事も有之、指支候杯御

咄御座候杯申聞なり、丹州等へ出入候儀にて、此方をおとし候様子也、尤も丹の嘶にて、天狗の幕をおそれす、押候所には甚驚き、めつたな事は、天狗にはいはれずと存候氣色なりき、三保殿へは都合四度罷越し、御開明間とれ候は、一年三十、都合次第指出候筈にきめ引とる、後日の爲大略を記す、筆紙難盡、問答の事、一下金金三郎○下曾根も大張込の由、雲上烈○公の所も何分盡力候間、無心置指出候様との事、猶又宇和島侯城○宗へも説込、近日福山侯正弘○阿部へ出、水國の寃云々責込候舍の由、それは分り次第、兒島大野謙介來月十日前後に北飛の筈に候事、

御親筆の寫、本所殿定院○經より大奥に指出し、拜見爲致候事、

過日申聞に、一橋養子の儀に付、御禮の認かた不宜、御不興に相成候歟の由、外々に而沙汰承り候趣に而申聞候所、なる程左も可有事也、其譯は、奸家に而は一橋養子の儀は、我等晴候本なれば、表向に如何申候哉、内實は甚不好歟の由聞及申候、然る所又其上に、五郎儀田慶徳○後池清水へ養子の沙汰有之、當人々身に取候而は勿論、於我等も、無勿體程に難有思召、此家の御代々にても、さぞ／＼難有被存候事と存候へは、如何程にも厚く御禮申上度候へ共、承知の通りの奸

來は異國船の御世話杯も、頻りに有之歟に而、乍内々ケ様被仰付たる愚昧老迄へ、御下問の儀も有之程の義、此上は打拂、大船造作、或は北地の御世話にも、及可申と奉察候程の御儀に候へは、辰年以來三連共、并中山守^{○信}初、不正邪慾の扱等、御承知無之筈は有之間敷候、高松^{○松平}賴胤にては國に實兄有之、元より國に行候儀は不好、且國へ不行は、勝手の爲にも宜、兩連枝も、後見に候へは、勝手の爲に相成故、是も後見好候儀、中山始奸人共は、自分勝手に相成候故、三連を後見にいたし置、宰相^{○慶}には何事も不申、是迄扱候由、萬々一申聞候儀は、皆切組候を届候迄のよし、是は宰相直嘶也、右様奸勢強き時に候へは、此儀も明君に而御承知無之筈は無之候へは、如何様御禮文認候とて、此節水家六ヶ敷故、ケ様の事認候杯と、御推察に相成候半と被存候、御不興に相成候など申は、外々に而申事か、又はへんな書様だ杯と、御意有之たるか、段々傳へて、大く相成聞え候事かと存候、右の外奸勢に恐れ、御禮文等は遣し不申、尤も何か序の節、勢州^{○阿部}正弘[○]へは一寸申遣候へ共、是は奸へは聞へ申間敷と、有之儘に、難有様認遣し申候へき、奸家被用候中

は、奸毒に當られ不申用心計致候故、此先共、出すかたによりては、實の事計は認兼申候故、左様可致候、くれぐも御禮文の認方不宜との沙汰、懇に申聞候儀は、満足に存候、此上共我等不宜懲承り及候は、無伏藏申聞候様にと存候也、

林鐘念一

尙々道路の如沙汰、此上五郎儀清水へ參り候事にも相成候へは、此上の面目難有とも何とも可申様無之、乍然一橋も五郎も、田舎ものにて、上の思召所も恐入、又御指揮も御骨折に相成候儀と、此段は恐縮の事なり、又御老中御側杯も、指引に一倍骨折候事と存候、乍然七^{○七郎慶}即慶喜[○]一橋へ參り候より、阿閣老^{○正}本鄉[○]泰固[○]等厚く世話もいたし候由、先日此方へ來候節、一橋直話に而承り添存候、實は何ぞ我等より、挨拶にてもいたし可然程の事とは、胸中心付事故、心付計に而、其義にも不及、扱過、氣の毒いたし候、何も序故、内々申聞候事、

高橋多一郎へ

右御親筆、六月中本所^{○定院}經[○]より、御側向等の人々へ

拜見爲致候所、御書中の御意味、御至誠より御感發被遊、尙更深遠御聰明の御儀には、奉驚嘆候趣にて、本所も御胸中を御察し申上、落涙仕候由、長三郎子^{○尼}へ云々也、

尼子^{○長}歸來の節持參、下曾根^{○金}より石河^{○徳}五郎

十月廿日
下曾根金三郎
石河德五郎様
猶以時下折角被成御厭候様奉存候、且不得貴顔候へ共、從是御懇意被下候様奉願候、御内密の御書相届候は、乍御面倒御落手有之候趣の御返書奉願候、左候へは夫を證に、老公へ指上、御安心被遊御座候様仕度候、此後も折節は、御書相下り可申と奉存候、もし興衛門どの御出も無之節は、如何御届申候て宜候哉、外にも無御伏藏御方も御座候は、御教示可被下候、以上、

下曾根より御下けに相成候御親書大意、

過日貳度青山より届申候壹封、彌届候哉、扱今九月十七日礒川家老より、先日榎原啓介へ云々申候やうにと、高橋^{○多}迄申遣候直書指出し爲見申候所、上包に嘉永元戊申四月七日御下けと認、中央に御親書と認有之候、扱右は阿閣^{○正弘}も一覽、既に右の寫を、阿閣より内々我等へ見せ候程の儀也云々、扱又今日家老共より指出候我等の書、一覽済候は、返し候様、申聞は有之候へ共、返し不申心得也云々、此上共吳々水國靜謐に致候様さとすへく候、義園院迄頼候云々の儀

に付、過日申聞候所、奥御殿より何ぞ遣し候はゝ、様子も可相分と存、少々の品、文に而遣候處、右返書にて申來候所、此節柄封書の取次等致候儀、幕へしれ候へは大事故、斷て返し申候由申來、却而安心致候、其節三保山の事も、奥御殿より義園院へ申聞候所、近頃義園院御城へ上り申候所、三保儀上る様子も無之候へは、御文遣し申されぬかた可然と申來候由也、西洋騒敷風聞書も見候へ共、認爲見度は候へ共、事長故不認、序に申候、晴天になり候へは、有志の名を書付爲見可申候、但し今の中書置候は以外の外也、

九月十七日認石河德五郎へ
尙々士民共に有志のふへ候様可致、夫には常山紀談等の書讀せ候か宜敷候石河も奸の目に付ぬ様云々、要久保等への文通如何様に致候や、中取されぬやうすへし、○此度は止事なく伊達^(宗)城へ頼候所、家來と違、萬一しけれ候時は、伊達の迷惑にも相成候故、我等遣候儀分り候はゝ、返書に不及、夫共不申しては叶はぬ時、一度位は可然か、如何にもあやうし、

大久保^(人)要より石河^(五郎)五郎^(徳)荻^(吉)次郎への書翰、

肅啓、寒冷に御座候所、益御安健被成御座、恭賀の至

十月廿三日夜

大久保 要

に奉存候、然は天兒君^(尼子)長三郎御微行、乍草卒得拜晤、大慶奉存候、扱追々光陰相立候付、御苦心御案被成候段、如何計奉遠察候、過日談込置候趣、逐一に相心得、雪花^(石川)和介相舍、早速山岡へも申入候所、夫々の模様引帶不申候而是、發輝と難分候儀も可有之、近日突留候而可申上候、其節は關氏御進發に可相成候、今日は野生出兼候故、悴へ申付内々指出候所、左の通申來候間、直に其儘、内々指上申候、他日面晤にも、最早少し御苦勞は無之趣に申聞候得共、只々連々長引候は、甚以御配慮の儀故、萬事指置御開明の處、少も御早く被爲届候様にと、主一に申談候儀に御座候、近日に相分り可申候間、其節委細可申上候、晝夜右一條のみ、苦勞罷在候儀に御座候、十八日寡君^(土屋)寅直寺社奉行本務被仰付、即日私儀も寺社役被申付、紛々罷在申候、尙又昨日の朝鮮人來聘御用被仰付、難有被奉存候、是は程遠候儀、何卒外國へも押出申度儀に御座候、扱々よの中は、はるの參り兼候事のみ、殘念奉存候、少しも御開明御早く御吹出し仕度奉存候、餘は近日草々可申上候、恐惶謹言、

平澤又七郎様^(石河)
川上弘衛門様^(五郎)
次郎

尙々時候折角御厭被成候様奉存候、書外期後音候、以上、

和介^(石)より四^(大久)への書翰、

拜見仕候、過日は御馳走被成下奉恐入候、今日被仰下候條々、委細承知仕候、山岡に過日一度愚説申込、承知罷在候、但除奸に限らず、都而廟議に相成居候歟、尤草卒ざつとの話し、只々愚説を重役に申込候て、隙を費し相分れ申候、いつれ近日又々可申積りに御座候、先如此弓斷は仕不申候、今日病人有之、取込中略答、真平御免可被下候、草々拜復、

吳々も油斷は仕居不申候、只々突留、今少し相分り不申候なり、

大久保様^(大野)奉復

兒島恭介^(大野)文通、

以書付啓上仕候、追々寒冷催候所、諸先生益御機嫌克被遊御凌奉敬賀候、然は先達而中は得拜顔、萬々相伺、難有奉存候、當方御模様も、追々朝日か出るか如

座候、尙孝君(高橋多一郎)は如何被成候哉、御様子御尋申度との事、當節六ヶ敷御中故、野生より宜敷相伺吳様、申事に御座候、殊に云々、右御守中の人、只今迄御配慮の段、殊に阿君へは折々大議論も御面話、必死と御盡被遊候由、内實は石下先(石川和介)も、數年の中極密辯談被成候趣、當節切迫、六朔の委曲とも、早速相談可申候由、乍然此節不快に而、相引罷在候所、追々出勤、押ても罷出、右の御方へ相談、相分り次第、野生へ可申談との儀に御座候、相分次第微行拜顔可申上候、一下先(金三郎曾根)婦一條は、初夏の比より兩三度、野生共申談置候通り、奸説も如何と申意味に而、しばらくの間見合、實父方へ相頼、手習琴等を相初させ申候、何方へも決而遣は不仕との事に御座候、其所へ雲上公より御響御座候云々の事、何れ來月初旬迄に相分可申と奉存候間、右分り次第微行可仕候、

十月廿七日申刻

右は碩果(石河孝境高橋多一郎)三名に而來る、竹熊先生(藤田東湖)より茅根(伊豫之介)へ返書、

拜見仕候、御安健奉賀候、乍例大略御答左の通り、

一野生は例の通り苦勞症ゆへ、此度の南便も、兎角苦

心のみ、尤別段惡症も不相見候へ共、永引の所、第一の患なるへし、御別紙數通の御内、つまる所は、石川(和介)の書中、廟議に相成候かの數字に有之、その廟議か、如何成行可申哉、除奸々々と評議の内、除奸を發候程なれば、連も穩には離し兼、扱連を罰し候は可憐、大將軍もおぐし御ひねり可被遊、此所に至り、先來春杯と相成候儀、扱々苦心、乍併是は例の野生流、存の外天幸有之候は、社稷の福、
一太丹(太田丹波守)等へ出入候をかしなやつも、なきにはしかすと奉存候、如何、
一北府の酒、久々に而賞味、是計は愉快至極、微醉亂筆勿々不備、

十月晦日

抵 兄

竹

次石川藤陰(和)雨久不晴之韻、

次韻、

鐘鼓幾時報曉晴、雨聲只解滴愁城、茵生牆壁蛾生麥、
流潦一時浸礎平、
欲叩天闕乞一晴、無端烟雨鎖江城、悠々又是歲將暮、

曾祖諱正名、祖諱政廣、皆仕至旗奉行、先手同心頭、考

諱政行、傳君姫氏、列小姓頭之班、所生瑞氏、君襲祿二百石、文政中爲書院番、尋兼使命之事、歷大番組頭、遷先手同心頭、時納言公(公烈)脩明庶政、尤致意防海、乃釐革花法、資於洋法、以創銃陣、法成而頒諸各隊、君臨場操練、勉勵卒伍、大稱旨、公手賜金杯、以賞其勞、弘化改元之夏、公中輩語、傳封於今公、支封三侯、以幕僚、褫遞其職、未始聞其罪名也、後二年、獲病遂不起、實嘉永元年十月二十一日也、享年四十一、葬常磐鄉祇園寺域内先塋之次、君狀貌偉然、資性敦厚、淡於自奉、而其至大義所關、則雖鼎鑊在前、有不辭者矣、是以其廢也、無幾微見於色、特以國寃未雪爲恥、談一及此、慷慨流涕、人莫不感其至誠、嗟君之志之義、一無所酬、齡僅強壯、一朝溘焉、豈可不深慨哉、君娶荻氏、先沒、繼室小泉氏、有二男四女、男曰稻母之介、蚤世、曰次郎介、嗣家、女二先沒、二尚幼、君之沒、嗣子甫生、未滿十旬、弟元長、先是出繼本宗、乃助孤經紀後事、請余誌於幽堂、乃係以詞曰、
嗚呼福善禍淫兮、余不能無疑於天、蕙蘭凋殘兮、使志

蟋蟀誰知鳴不平、
天意素由人事晴、爭堪陰飼壓寒城、休把誕言撻陽石、
廟堂燮理在持平、
浮萍生稿

雨不晴賡韻、
默禱神明乞雨晴、如何雲陣擁金城、休徵幾日時陽谷、
萬物生々各得平、
藤正直敬具

步韻、

雲掩東藩未見晴、不知何物破愁城、千里忽傳一村信、

深情稍使我心平、

須發金縢卜雨晴、周公恐懼洛之城、相業當追周室美、

從來王道是平々、出典平叶偏今如字、

螻蟻幾年仰快晴、殘雲底事覆江城、何當倚賴回陽手、

一榦新釀樂太平、

泰 稿

五郎右衛門朝倉君墓誌銘、

君諱政幸、初稱次郎介、後更五郎右衛門、水戸人、姓日下部、朝倉氏、家傳云、其上世日下部表米者、在滋賀之朝、爲但馬養父郡大領、其後世居越前朝倉、因氏焉、子孫蔓延、遂爲本州望族、而戰國騷擾之際、支族或流寓諸州、六世祖諱政吉、慶長中與兄政元及某、始仕本藩、食二百石、終旗奉行、五世祖諱慶明、高祖諱當智、

士斯悵然、雖然平生踐履、既不愧俯仰焉、比彼忘公徇私罔之生者、則其得喪何啻天淵、貞珉以傳令德、豈謂隨陵谷而變遷、

友人茅根泰撰

書朝倉氏墓誌銘後、

曩者彪在政府、桑原毅卿(○茂太郎)爲彪稱道其友朝倉氏之爲人、娓々不置、毅卿持論甚高、其毀譽每々好出人意表、以故彪未信之也、其後朝倉氏以先鋒隊長、時詣政府、申卒伍之事、彪見其貌厚言朴、頗奇其人、以毅卿之言爲不妄也、亡幾納言公以讒致仕、彪獲罪於幕府、幽於墨水之湄、耳不聞黜陟者三年、歸鄉則、毅卿旣與某々等、被錮於中街官舍、先鋒隊衛焉、監察吏護焉、嚴甚於囹圄、時先鋒隊長、以正議廢者若干人、朝倉氏與焉、彪聞之、始知朝倉氏之風節凜然存養有素、而深悔不信毅卿之言也、因憶、苟得皇天一定、同友相逢、則先面謝毅卿、且因毅卿、與朝倉氏結交、三人相對、引杯酒吐肝膽、以泄疇昔之懷、豈不亦人生一大快事乎、曷圖冤未雪、朝倉氏溘焉入鬼錄、而毅卿未有還家之期、彪亦屈身窮廬、不能出戶庭、良緣之難逢、快事之不易得、豈可勝慨哉、一日茅伯陽(○茅根伊豫之介)以其文稿見示、讀至朝倉

氏墓誌、又爲之愴然、迺援筆書其後、聊以鳴憾、嗚呼朝倉氏、知耶不知耶、

己酉正月

藤田彪識

山田安榮
伊藤千可良 校

遠路近路波志終

大正元年十一月廿五日印刷

(遠近橋奥附)

非賣品

發編行輯者兼

行輯者兼

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印 刷 者

印 刷

國書刊行會代表者

東京市京橋區新



